

議案第八十三号

三朝町農業共済条例の一部改正について

次のとおり三朝町農業共済条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六條第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十五年五月十一日

三朝町長 坂出 雅巳

昭和四十五年五月拾日 原案可決

三朝町議會議長 牧田 禎



三朝町条例第 号

三朝町農業共済条例の一部を改正する条例

三朝町農業共済条例（昭和三十九年三朝町条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第一号中「五月三十一日」を「五月十日」に改める。

第二十八条第一号中「七月三十一日」を「七月十日」に改める。

第四十三条第一項第一号中「四月三十日」を「四月十日」に改め、同項第二号中「六月三十日」を「六月十日」に、「七月三十一日」を「七月十日」に改める。

第四十五条第一号中「六月三十日」を「六月十日」に改め、同条第二号中「八月三十一日」を「八月十日」に改める。

第九十五条第一項中「当該共済目的の種類に係る農作物剰余金配分額から当該共済目的の種類に係る不足金てん補準備金として積み立てる金額を差し引いて得た金額」を「当該共済目的の種類に係る農作物剰余金配分額の三分の一に相当する金額」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十五年四月一日から適用する。